

犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービス 実施にあたってのお願い

和歌山県では、様々な関係機関の提供する支援が必要となる犯罪被害者等を対象に、ニーズを一元的に把握した上で支援計画を作成し、複数の関係機関が参加する「支援調整会議」において、円滑な支援提供に向けて調整を行う「多機関ワンストップサービス」を実施します。

関係機関におかれましては、以下の取組等にご協力いただきますようお願いいたします。

- 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスを希望する場合の連絡
- 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整
- 犯罪被害者等への円滑な支援の提供

1 多機関ワンストップサービスの概要

① 相談の受理

警察等の最初に相談を受理した機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。

② 総合的対応窓口への情報提供

上記①の相談受理機関等は、複数の機関・団体等による制度・サービスを提供する必要性が考えられる場合に、和歌山県犯罪被害者等総合的対応窓口へ配置されている「犯罪被害者等支援コーディネーター」へ情報提供を行います。

③ コーディネーターによる支援

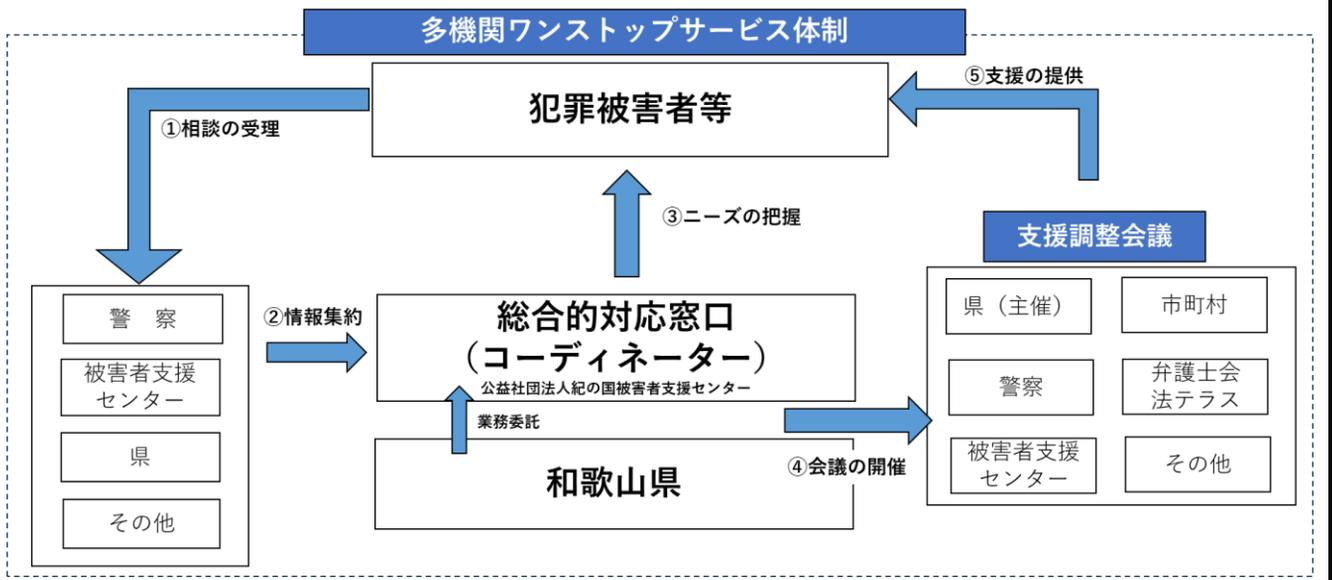
犯罪被害者等支援コーディネーターが、犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。

④ 支援調整会議の開催

県が事務局となり、支援計画に係る関係機関等が参加する「支援調整会議」を開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。

⑤ 支援の提供

関係機関等が支援計画に基づき支援を提供し、コーディネーターが進捗状況を確認することにより、途切れない支援を行います。



2 対象事案 (未遂を含む)

- 殺人、強盗致死傷、強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ及び監護者性交等、略取及び誘拐、人身売買、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、傷害致死、全治1か月以上の傷害
- ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷
- その他、県が必要と認めた事案

3 支援対象者

- 対象事案の犯罪被害者及びその家族又は遺族であり、県内に住所又は居所を有する方
- 県内で発生した対象事案の犯罪被害者及びその家族又は遺族

〔※暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、対象事件を誘発した者である場合及び対象事件による被害に関して責めに帰すべき行為がある場合は対処外。〕

4 関係機関にお願いする内容

- ① 犯罪被害者等が、多機関ワンストップサービスの支援を希望する場合は、和歌山県総合的相談窓口（公益社団法人紀の国被害者支援センター）にご連絡ください。

以下の支援が可能です。支援の希望を聞き取り、窓口（センター）へご連絡ください。

- センター単独による支援
カウンセリングや法律相談、裁判所等への付添い支援など
- 複数機関による支援に係る支援計画の作成、調整（多機関ワンストップサービス）
センターのコーディネーターが聞き取りを行い、複数機関による必要な支援が円滑に提供されるよう調整

※紹介してよいか判断に迷う場合は、ご相談ください。

- ② 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整に御協力ください。

- ・コーディネーターが支援計画を作成する際に、関係機関等に支援の内容を照会する場合がありますので、御対応をお願いします。
- ・支援調整会議への出席が必要な場合には、県県民生活課から出席要請及び日程調整を行いますので、御出席をお願いします。

- ③ 犯罪被害者等への支援を円滑に提供してください。

- ・支援調整会議での協議を踏まえ、適切なお対応をお願いします。
- ・支援提供の際、プライバシーの確保や二次的被害の防止などに配慮してください。

5 個人情報の取扱いについて

- ・犯罪被害者等の個人情報は、「要配慮個人情報」に該当します。
- ・個人情報の取扱いについては、要綱要領で定めていますので、必ずご確認ください。
- ・多機関ワンストップサービスにおいて、犯罪被害者等に関する個人情報に係る文書を共有する場合は、ファクシミリでの受け渡しは行いません。また、電子メール等で受渡す場合は、パスワードを必ず設定し、パスワードを口頭で伝達するなどセキュリティを適切に確保してください。

連絡先・問い合わせ先

【和歌山県犯罪被害者等総合的対応窓口】

公益社団法人紀の国被害者支援センター

相談専用電話：073-427-1000（平日午前10時～午後4時）

【制度に関する問い合わせ】

和歌山県環境生活部生活局県民生活課

電話：073-441-2350